

組合員ならびに組合員のご家族のみなさまへ

団体傷害保険制度(標準傷害保険)

しんくみ

ホッとプラン

もしもの時の
安心を

- ♪ 24時間、日本国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- ♪ ご加入に際して、健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- ♪ 1年後のご継続の際は手続き忘れのない自動更新です。

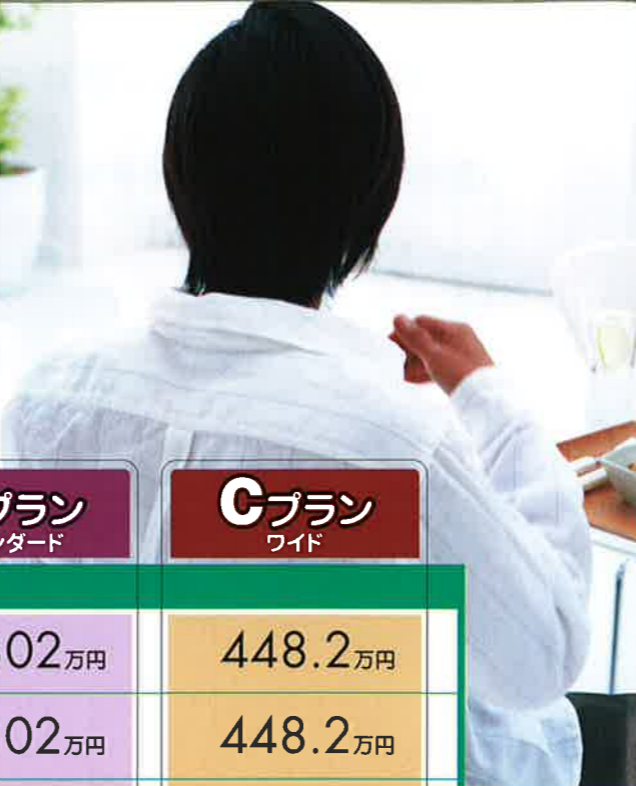
1. 当商品の引受保険会社は(共栄火災海上保険株式会社)です。
2. 当商品は、預金保険制度の対象ではありません。
3. 当商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

しんくみホッとプランは(標準傷害保険団体傷害保険制度)の愛称です。

この保険契約は、「(社)全国信用組合中央協会」を(保険契約者)とし、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」及び「個人組合員、法人組合員代表者の同居の親族(信用組合に口座を開いていることが条件)」を(加入者)、「加入者本人」及び「加入者の同居の親族、別居の子、別居の両親(信用組合口座開設の有無は問わない)」を(被保険者)とする団体契約です。

ケガに備える傷害保険「しんくみホッとプラン」は、お手頃な保険料で組合員及び組合員のご家族の皆様に確かな安心をご提供します。

しんくみホッとプランにご加入いただける方(ご加入者)は、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」及び「個人組合員、法人組合員代表者の同居の親族(信用組合に口座を開設していることが条件です。)」となります。また、被保険者(保険の補償を受けられる方)になれる方は、「ご加入者本人」及び「ご加入者の同居の親族、別居のお子さま、別居のご両親(信用組合口座開設の有無は問いません。)」となります。



ご加入プラン

補償項目	Aプラン エコミー	Bプラン スタンダード	Cプラン ワイド
傷害死亡保険金額	200万円	302万円	448.2万円
傷害後遺障害保険金額	200万円	302万円	448.2万円
傷害入院保険金(日額)	2,500円	4,000円	5,000円
傷害通院保険金(日額)	2,000円	3,000円	4,000円
個人賠償責任保険金額	1,000万円	3,000万円	1億円
年間保険料	10,000円	15,000円	20,000円

魅力1 充実の補償

- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- 家庭の内外、工作中、スポーツ中、買い物中、通勤・通学途上などのケガを補償します。
- ケガによる長期入院、通院についても補償します。
- 本人はもとより、お子さまやご家族の方が日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

魅力2 手続きも簡単

- 保険料は年齢・職業・性別問わず一律です。
- ご加入の際の健康告知(検査)は不要です。
- 保険料はご指定の口座から口座振替により引き落としいたしますので、お申込み時に現金を用意することなくご加入いただけます。
- 1年後のご継続の際は自動更新手続きにて口座引き落としさせていただきますので、更新手続きの手間はありません。

しんくみホッとプランにご加入いただいたお客さまに専用ダイヤルサービスをご提供します。

あんしんダイヤル

専用の無料ダイヤル※1にお電話の上、「〇〇信組でしんくみホッとプランに加入しているものです。」とお申し出いただけます。

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証同封の案内チラシをご覧ください。

※2 祝日および12/29～1/5を除く

健康相談	健康・介護相談サービス	365日24時間いつでも受付
年金相談	年金や労災保険等、社会保険全般のご相談に社会保険労務士がお答えします。	毎週火・水・木曜日※2 10:00～17:00受付
税務相談	消費税や法人税等、税金に関するさまざまな相談に税理士がお答えします。	毎週水曜日※2 10:00～17:00受付
法律相談	業務上のトラブル、日常生活におけるトラブルや相続に関する相談等、さまざまな法律相談に弁護士がお答えします。	

こんなとき保険金をお支払いします。

ケガをされたときの補償

- 傷害死亡保険金** 急激かつ偶然な外来の事故[※]によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。
- 傷害後遺障害保険金** 急激かつ偶然な外来の事故[※]によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- 傷害入院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故[※]によりケガをされ入院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して保険金をお支払いします。
- 傷害手術保険金** 傷害入院保険金が出される場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。
- 傷害通院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故[※]によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して90日を限度に保険金をお支払いします。

傷害事故例 (死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故[※]により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

交通事故によるケガ



- 車にはねられてケガをした。
- 駅のホームの階段で転んでケガをした。

スポーツやレジャー中のケガ



- スキーで転んで骨折した。
- 海水浴に行きケガをした。

旅行中のケガ



- 海外旅行中にケガをした。
- ホテル火災でケガをした。

職場でのケガ



- 荷物が倒れてケガをした。
- 商品をバイクで配送中に転倒してケガをした。

家庭内のケガ



- 料理中にヤケドをした。
- 日曜大工でケガをした。

ごめんなさいで済まされないときの補償

日常生活上の賠償責任 個人賠償責任

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で歩行者にケガをさせてしまった。



飼犬が他人にかみついたケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。



※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外からの作用によるもの

<左記3項目に該当しないケガの例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、寄生虫によるケガ、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるケガ)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(注) 既に存在していた体質的な要因や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガをされた場合、またはケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)